

0 4 . 1 0

法定期間及び指定期間の取扱い

法定期間及び指定期間については、次のとおり取り扱う。

(注) 拒絶査定不服審判(前置審査を含む)、異議申立て、当事者系審判等に関する法定期間及び指定期間は、本取扱いの対象外であるため、[審判便覧](#)を参照。

1. 手続をする者が在外者でない場合

(1) 法定期間

次に掲げる特許法等の規定に基づき、特許法等に定める期間を職権により延長する場合は、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合とし、その延長する期間は次のとおりとする。

ア. [特許法第4条](#)^{*1}の規定に基づき職権により延長する期間は、15日とする。

ただし、設定の特許料の納付期間([特108条1項](#)、[実32条1項](#)、[意43条1項](#)、[商41条1項](#)、[41条の2第1項](#)、[65条の8第1項](#)、[2項](#))については、職権による延長は行わないこととする。

なお、設定の特許料の納付期間については、特許料を納付すべき者の請求により30日以内に限り期間延長できる([特108条3項](#)、[実32条3項](#)、[意43条3項](#)、[商41条2項](#)、[41条の2第2項](#)、[65条の8第3項](#))。

イ. [意匠法第17条の4第1項](#)^{*2}の規定に基づく職権による延長は、行わないこととする。

(2) 指定期間

ア. 次に掲げる書類等の提出についての指定期間は、特許及び実用新案に関しては60日、意匠(国際意匠登録出願における拒絶の通報に応答する場合を除く。)及び商標(国際商標登録出願における命令による手続補正書を提出する場合及び暫定的拒絶の通報に応答する場合を除く。)に関しては40日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、特許及び実用新案に関しては60日を75日と、意匠及び商標に関しては40日を55日とする。

a. 意見書([特50条](#)^{*3}、[商15条の2](#)^{*4}、[15条の3第1項](#)、[商附則7条](#)^{*5})

b. 命令書に応答する書面([特39条6項](#)^{*6}、[意9条4項](#)、[商8条4項](#))

c. 書類その他の物件の提出を求められた者([特194条1項](#)^{*7})が提出する実験成績証明書、指定商品の説明書等、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等

d. 命令による手続補正書([実6条の2](#)及び[14条の3](#)の規定によるものに限る。)

イ. 命令による受継申立書([特23条1項](#)^{*8})の提出についての指定期間は、

- 60日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、75日とする。
- ウ. 意見書（[特48条の7](#)に規定するものに限る。）の提出についての指定期間は、30日（拒絶理由通知と同時のときは、60日）とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、45日（拒絶理由通知と同時のときは、75日）とする。
- エ. 手続補完書（[商5条の2第2項](#)）及び命令による手続補正書（[商77条2項](#)、[商附則27条2項](#)^{*9}）の提出についての指定期間は、1月とする。ただし、手続補完の手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、1月に15日を加えた期間とする。
- オ. 次に掲げる書類の提出についての指定期間は2月とする。
- a. 命令による手続補正書（[特17条3項](#)（特許権の存続期間の延長登録出願（以下「延長登録出願」という。）に係る手続補正書を除く。）、[184条の5第2項](#)、[実2条の2第4項](#)、[48条の5第2項](#)）
- b. 弁明書（[特18条の2第2項](#)（延長登録出願に係る弁明書を除く。）、[実2条の5第2項](#)）
- c. 図面の提出書（[実48条の7第2項](#)）
- d. 物件提出書（[特登令30条](#)^{*10}）
- カ. 次に掲げる書類の提出又は磁気ディスクへの記録の求めの補正についての指定期間は、30日とする。
- a. 命令による手続補正書（[特17条3項](#)（延長登録出願に係る手続補正書に限る。）、[意68条2項](#)、[特例法41条2項](#)）
- b. 弁明書（[特18条の2第2項](#)（延長登録出願に係る弁明書に限る。）、[意68条2項](#)、[商77条2項](#)、[商附則27条2項](#)^{*9}、[特例法41条2項](#)）
- c. 磁気ディスクへの記録の求めの補正（[特例法7条2項](#)）
- キ. 書留郵便物受領書等の提出を求める場合（[特194条1項](#)^{*7}）（→[03.10](#)）の指定期間は、10日とする。
- ク. [特許法施行規則第38条の2の2第3項](#)^{*11}の規定による意見申述のための指定期間は、30日とする。
- ケ. [特許法施行規則第38条の2の3第1項](#)^{*11}の規定による通知に対する意見申述のための指定期間は、30日（明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む。）に係る通知の場合は60日）とする。
- コ. 国際意匠登録出願において拒絶の通報に応答する場合の意見書の提出及び[意匠法第9条第4項](#)に基づく応答書面の提出についての指定期間は、60日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合においては、60日を75日とする。
- サ. 国際商標登録出願において、命令による手続補正書の提出についての指定期間は2月とし、暫定的拒絶の通報に応答する場合の意見書及び[商標法第8条第4項](#)に基づく応答書面の提出についての指定期間は3月とする。
- シ. その他の指定期間は、特許及び実用新案に関しては60日、意匠及び商

標に関しては40日とする。ただし、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合には、特許及び実用新案に関しては60日を75日と、意匠及び商標に関しては40日を55日とする。

(3) 指定期間に関する留意点

ア. 上記(2)ア.のa.における意匠に関する意見書(意19条で準用する特50条)の提出期間については、意見書の作成に必要な謄本又は抄本の交付を本来の指定期間内に特許庁に請求した場合には、謄本又は抄本の発送の日から23日間職権により延長する。

イ. 上記(2)ア.のc.の書類その他の物件の提出を求められた者(特194条1項^{*7})が提出する実験成績証明書、指定商品の説明書等、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等については、それぞれの場合を考慮して、(2)ア.に定める期間と異なる期間を指定することができる。

ウ. 個別の事情により、指定された期間内に手続をすることができないと認められる場合には、期間経過後であっても、特許庁長官又は審査官の裁量により当該手続を有効なものとして取り扱うことができる。

(4) 指定期間の延長(特・実・意)

次に掲げる特許法及び実用新案法並びに特許登録令、実用新案登録令及び意匠登録令の手続の指定期間については、指定期間内又は指定期間に2月を加えた期間内の請求により、2月延長することができる。ただし、指定期間内に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。

ア. 上記(2)ア.a.の意見書(特50条の規定によるものに限る)。ただし、当初の指定期間内に意見書を提出した場合又は特許法第17条の2第1項又は第3項に基づく補正を行った場合については、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。

イ. 上記(2)ア.b.の命令書に応答する書面(特39条6項(特34条7項において準用(実11条2項において準用))の規定によるものに限る。)

ウ. 上記(2)ア.c.の書類その他の物件の提出を求められた者(特194条1項の規定によるものに限る。)が提出する実験成績証明書、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等

エ. 上記(2)ア.d.の命令による手続補正書(実6条の2及び14条の3の規定によるものに限る。)

オ. 上記(2)ウ.の意見書(特48条の7に規定するものに限る。)

カ. 上記(2)オ.a.の命令による手続補正書(特17条3項(延長登録出願に係る手続補正書を除く。)、184条の5第2項、実2条の2第4項、48条の5第2項)

キ. 上記(2)オ.b.の弁明書(特18条の2第2項(延長登録出願に係る弁明書を除く。)、実2条の5第2項)

ク. 上記(2)オ.d.の物件提出書(特登令30条(実登令7条、意登令7条において準用)の規定によるものに限る。)

(5) 指定期間の延長（商）

次に掲げる商標法及び商標登録令の手続の指定期間については、指定期間内の延長請求により1月、指定期間経過後の延長請求については指定期間に2月を加えた期間内の請求により2月延長することができる。また、指定期間内に延長請求した場合であっても、延長された指定期間経過後に再度、延長請求を行うことができる。

ア. 上記(2)ア. a. の意見書（[商15条の2](#)^{*4}、[商15条の3第1項](#)及び[商附則7条](#)^{*5}）

イ. 上記(2)ア. b. の命令書に応答する書面（[商8条4項](#)、[商13条2項](#)の規定によるものに限る。）

ウ. 上記(2)ア. c. の書類その他の物件の提出を求められた者（[商77条2項](#)、[商附則27条2項](#)^{*9}の規定によるものに限る。）が提出する指定商品の説明書等

エ. 上記(2)エ. の命令による手続補正書（[商77条2項](#)、[商附則27条2項](#)^{*9}）

オ. 上記(2)オ. d. の物件提出書（[商登令10条](#)の規定によるものに限る。）

カ. 上記(2)カ. b. の弁明書（[商77条2項](#)、[商附則27条2項](#)^{*9}）

キ. 上記(2)サ. の命令による手続補正書の提出、国際商標登録出願における暫定的拒絶の通報に応答する場合の意見書及び[商標法第8条第4項](#)に基づく応答書面の提出

2. 手続をする者が在外者である場合

(1) 法定期間

次に掲げる特許法等の規定に基づき、特許法等に定める期間を職権により延長する期間は、次のとおりとする。

ア. [特許法第4条](#)^{*1}の規定に基づき職権により延長する期間は、60日とする。

ただし、設定の特許料の納付期間（[特108条1項](#)、[実32条1項](#)、[意43条1項](#)、[商41条1項](#)、[41条の2第1項](#)、[65条の8第1項](#)、[2項](#)）については、職権による延長は行わないこととする。

なお、設定の特許料の納付期間については、特許料を納付すべき者の請求により30日以内に限り期間延長できる（[特108条3項](#)、[実32条3項](#)、[意43条3項](#)、[商41条2項](#)、[41条の2第2項](#)、[65条の8第3項](#)）。

イ. [意匠法第17条の4第1項](#)^{*2}の規定に基づく職権による延長は、行わないこととする。

(2) 指定期間

ア. 次に掲げる書類等の提出についての指定期間は、上記1.(2)コ. の国際意匠登録出願において拒絶の通報に応答する場合の意見書の提出及び[意匠法第9条第4項](#)に基づく応答書面の提出についての指定期間、及びサ. の国際商標登録出願における命令による手続補正書の提出についての指定期間を除き、3月とする。ただし、代理人だけでこれらの書類等を作成す

- ることができる」と認める場合には、上記1.(2)ア.の手続をする者が在外者でない場合の期間と同様とする。
- a. 意見書 ([特50条](#)^{※3}、[商15条の2](#)^{※4}、[15条の3第1項](#)、[商附則7条](#)^{※5})
 - b. 命令書に応答する書面 ([特39条6項](#)^{※6}、[意9条4項](#)、[商8条4項](#))
 - c. 書類その他の物件の提出を求められた者 ([特194条1項](#)^{※7}) が提出する実験成績証明書、指定商品の説明書等、ひな形・見本、特許の分割出願に関する説明書等
 - d. 命令による手続補正書 ([実6条の2](#)及び[14条の3](#)の規定によるものに限る。)
- イ. 命令による受継申立書 ([特23条1項](#)^{※8}) の提出についての指定期間は、3月とする。
- ウ. 意見書 ([特48条の7](#)に規定するものに限る。) の提出についての指定期間は、60日 (拒絶理由通知と同時のときは3月) とする。
- エ. 上記1.(2)エ. の手続補完書 ([商5条の2第2項](#)) 及び命令による手続補正書 ([商77条2項](#)、[商附則27条2項](#)^{※9}) の提出についての指定期間は、2月とする。
- オ. 上記1.(2)ケ. の[特許法施行規則第38条の2の3第1項](#)^{※11} の規定による通知に対する意見申述のための指定期間は、30日 (明細書、請求の範囲又は図面 (それらの補充書等を含む。) に係る通知の場合は3月) とする。
- カ. 上記1.(2)コ. の国際意匠登録出願において拒絶の通報に応答する場合の意見書の提出及び[意匠法第9条第4項](#)に基づく応答書面の提出についての指定期間は、3月とする。
- キ. 上記1.(2)オ. からク. まで、及びサ. の指定期間は、在外者が手続きをする場合も同様とする。
- ク. その他の指定期間は、3月とする。ただし、代理人だけでこれらの書類等を作成することができる」と認める場合には、1.(2)シ. の手続をする者が在外者でない場合の期間と同様とする。
- (3) 指定期間に関する留意点
上記1.(3)の取扱いは、在外者が手続きをする場合も同様とする。
- (4) 指定期間の延長 (特・実・意)
- ア. 意匠に関しては、上記2.(2)ア. に規定する期間 (ただし書による期間については除く。) は、1月以内に限り請求により延長することができる。また、上記1.(3)ア. の意匠に関する意見書の作成に必要な謄本又は抄本の交付を本来の指定期間内に特許庁に請求した場合の職権延長については、請求による延長とは重ねては行われず、いずれか満了日の遅い方が採用される。
 - イ. [特許法第67条の4](#) の規定による意見書の提出についての指定期間は、「手続書類の翻訳のため」という理由により1月単位で3回まで期間延長

請求することができる。

- ウ. 上記2.(2)ア. a. の[特許法第50条](#)の規定による意見書の提出についての指定期間は、請求により延長することができる。延長する期間は以下のとおりとする。
- a. 指定期間内の延長請求は、1回目の請求により2月延長し、2回目の請求により1月延長することができる。2回の請求により最長3月の期間延長をすることができる。
- b. 指定期間経過後の延長請求は、指定期間に2月を加えた期間内の請求により2月延長することができる。ただし、指定期間内に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書を提出した場合又は[特許法第17条の2第1項又は第3項](#)に基づく補正を行った場合については、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
- エ. 次に掲げる手続の指定期間については、指定期間内の延長請求により3月の期間延長をすることができる。指定期間経過後に延長請求する場合は、指定期間に2月を加えた期間内の請求により2月延長することができる。指定期間内に延長請求した場合、指定期間経過後に再度の延長請求を行うことはできない。
- a. 上記2.(2)ア. b. の命令書に応答する書面 ([特39条6項](#) ([特34条7項](#)において準用 ([実11条2項](#)において準用)) の規定によるものに限る。)
- b. 上記2.(2)ア. c. の書類その他の物件の提出を求められた者が提出する実験成績証明書、特許の分割出願に関する説明書等の提出 ([特194条1項](#)の規定によるものに限る。)
- c. 上記2.(2)ア. d. の命令による手続補正書 ([実6条の2](#)及び[14条の3](#)の規定によるものに限る。)
- オ. 上記1.(4)オ. の意見書 ([特48条の7](#)に規定するものに限る。) 及びク. の物件提出書 ([特登令30条](#) ([実登令7条](#)、[意登令7条](#)において準用) の規定によるものに限る。) の指定期間の延長については、在外者が手続する場合も同様とする。
- (5) 指定期間の延長 (商)
- 上記1.(5) の取扱いは、在外者が手続きする場合も同様とする。

(注) 期間の計算については[特許法第3条](#)^{※12}の規定により、期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

別表

東京都	伊豆諸島・小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

(改訂平成29・4)

- ※¹ [特4条](#)：[実14条の2第5項](#)、[39条の2第4項](#)、[45条2項](#)、[意68条1項](#)、[商77条1項](#)、[商附則27条1項](#) {[商附則23条](#)} において準用
- ※² [意17条の4](#)：[商17条の2第2項](#) {[商68条2項](#)} において準用
- ※³ [特50条](#)：[特67条の4](#)、[意19条](#)において準用
- ※⁴ [商15条の2](#)：[商65条の5](#)、[68条2項](#)、[商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）附則12条](#)において準用
- ※⁵ [商附則7条](#)：[商附則23条](#)
- ※⁶ [特39条6項](#)：[特34条7項](#) {[実11条2項](#)、[意15条2項](#)、[商13条2項](#)} において準用
- ※⁷ [特194条1項](#)：[実55条3項](#)、[意68条2項](#)、[商77条2項](#)、[商附則27条2項](#) {[商附則23条](#)} において準用
- ※⁸ [特23条1項](#)：[実2条の5第2項](#)、[意68条2項](#)、[商77条2項](#)、[商附則27条2項](#) {[商附則23条](#)} において準用
- ※⁹ [商附則27条2項](#)：[商附則23条](#)において準用
- ※¹⁰ [特登令30条](#)：[実登令7条](#)、[意登令7条](#)、[商登令10条](#)において準用
- ※¹¹ [特施規38条の2の2第3項](#)、[38条の2の3第1項](#)：[実施規23条4項](#)において準用
- ※¹² [特3条](#)：[実2条の5第1項](#)、[意68条1項](#)、[商77条1項](#)において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「[特50条](#) {[特67条の4](#)、[159条2項](#)〔[特174条2項](#)〕}」は、「[特50条](#)：[特67条の4](#)、[159条2項](#)（[特174条2項](#)において準用）において準用」を表す。